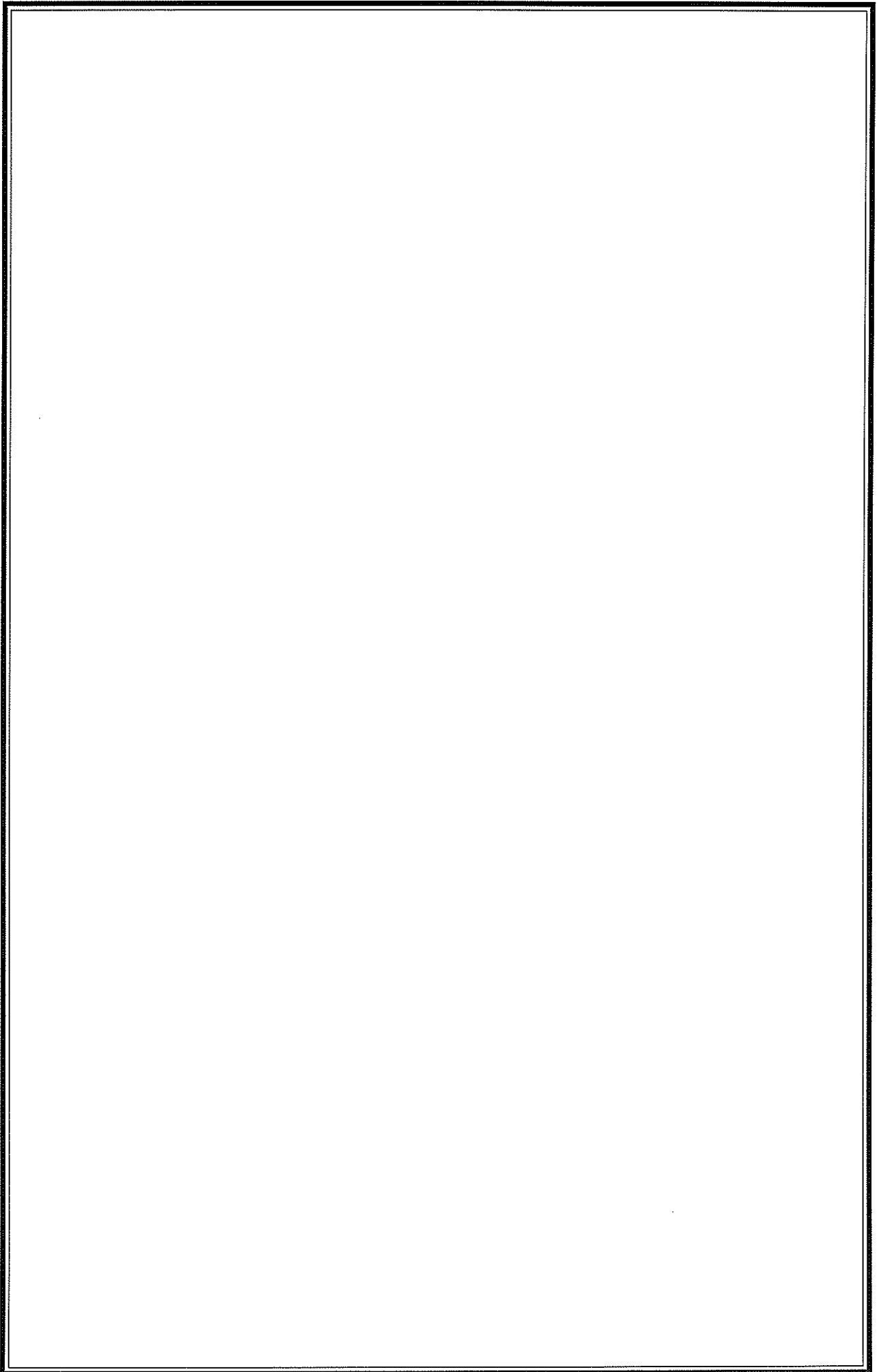


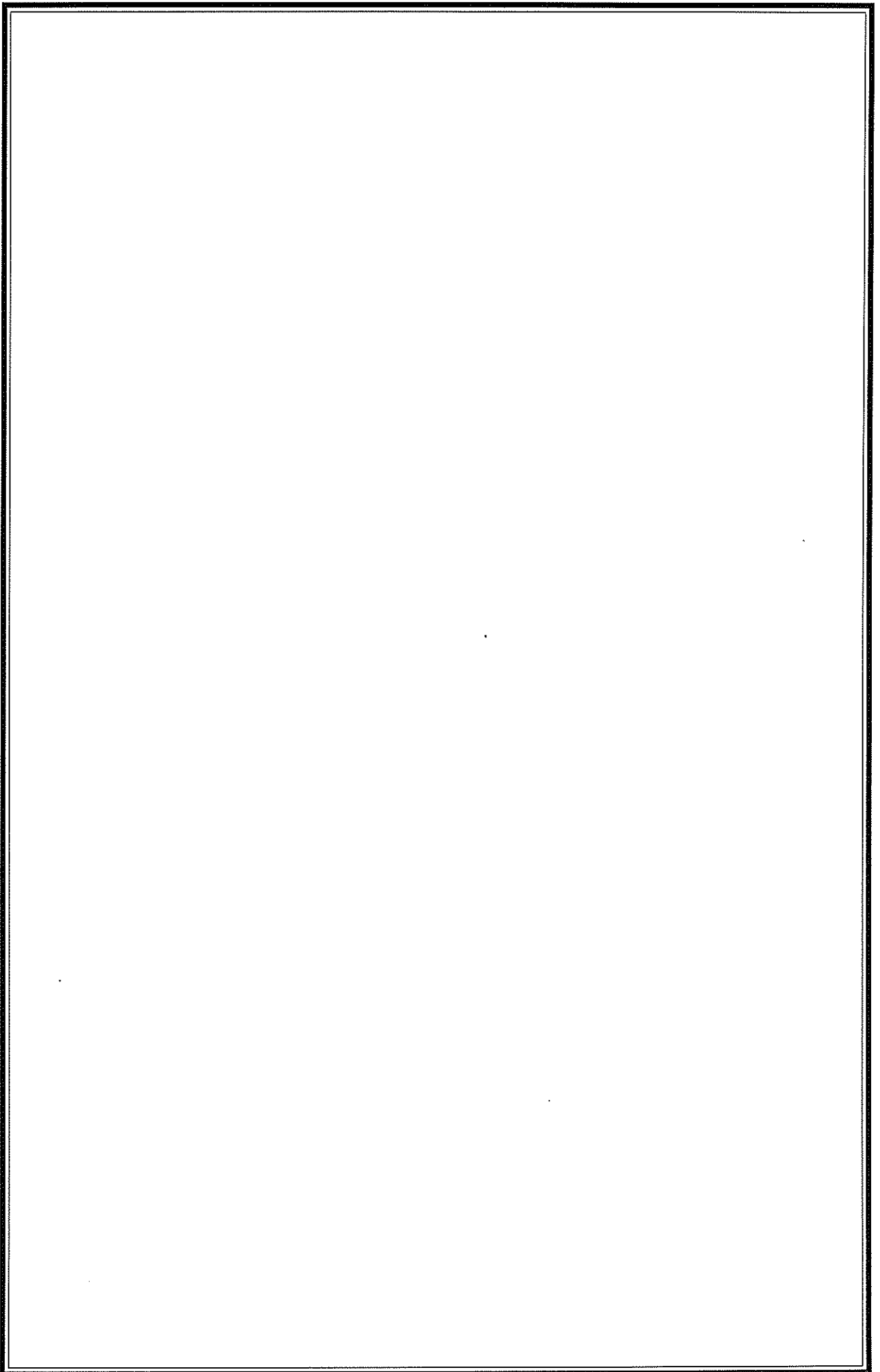
平成26年第5回

石川県議会定例会議案



目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	平成26年度石川県一般会計補正予算（第 5 号）	1
議案第 2 号	平成26年度石川県流域下水道特別会計補正予算（第 2 号）	11
議案第 3 号	平成26年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第 1 号）	13
議案第 4 号	平成26年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第 2 号）	15
議案第 5 号	平成26年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第 2 号）	17
議案第 6 号	平成26年度石川県立高松病院事業会計補正予算（第 1 号）	19
議案第 7 号	平成26年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）	21
議案第 8 号	石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例について	23
議案第 9 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	25
議案第10号	石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について	83
議案第11号	公の施設の指定管理者の指定について	85
議案第12号	当せん金付証券の発売について	91
議案第13号	民生委員の定数を定める条例について	93
議案第14号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について	95
議案第15号	損害賠償額の決定について	107
議案第16号	石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について	109
議案第17号	石川県都市公園条例の一部を改正する条例について	111
報告第 1 号	平成26年度石川県一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告について	113
報告第 2 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	115
報告第 3 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	117
報告第 4 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	119



議案第1号

平成26年度石川県一般会計補正予算(第5号)

平成26年度の石川県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,085,863千円を追加し、歳入歳出それぞれ514,757,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷本正憲

第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 127,900,000	千円 900,000	千円 128,800,000
	1 地方交付税	127,900,000	900,000	128,800,000
9 国庫支出金		57,061,544	105,047	57,166,591
	1 国庫負担金	28,257,377	102,284	28,359,661
	3 国庫委託金	1,847,450	2,763	1,850,213
14 諸収入		54,811,014	80,816	54,891,830
	6 雑収入	4,210,150	80,816	4,290,966
歳入合計		513,671,918	1,085,863	514,757,781

議案第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 議 会 費		千円 1,170,527	△	千円 12,479	千円 1,158,048
	1 議 会 費	1,170,527	△	12,479	1,158,048
2 総 務 費		53,297,242		182,272	53,479,514
	1 総 務 管 理 費	9,963,678		19,233	9,982,911
	2 徴 税 費	36,321,202		42,852	36,364,054
	3 市 町 村 振 興 費	1,805,436		406	1,805,842
	4 選 挙 費	738,402		106,144	844,546
	5 防 災 救 助 費	4,196,665		7,543	4,204,208
	6 人 事 委 員 会 費	88,851		403	89,254
	7 監 査 委 員 費	183,008		5,691	188,699
3 企 画 県 民 費 文 化 費		21,468,971		55,232	21,524,203
	1 企 画 振 興 費	16,477,613		26,042	16,503,655
	2 県 民 文 化 費	4,991,358		29,190	5,020,548
4 健 康 福 祉 費		76,188,911		38,126	76,227,037
	1 高 齢 者 福 祉 費	30,780,068		23,907	30,803,975
	2 子 育 て 福 祉 費	10,686,447		20,398	10,706,845
	3 障 害 福 祉 費	9,558,829	△	7,666	9,551,163
	4 地 域 福 祉 費	14,877,426		10,534	14,887,960
	5 健 康 推 進 費	4,913,858	△	17,452	4,896,406
	6 生 活 衛 生 費	199,288		4,260	203,548
	7 医 薬 看 護 費	5,172,995		4,145	5,177,140
5 環 境 費		5,469,708		47,493	5,517,201

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境費	5,469,708	47,493	5,517,201
6 商工労働費		35,116,853	124,100	35,240,953
	1 商工費	32,170,521	94,374	32,264,895
	2 労働費	2,861,972	27,084	2,889,056
	3 労働委員会費	84,360	2,642	87,002
7 観光費		2,804,358	26,558	2,830,916
	1 観光戦略推進費	2,804,358	26,558	2,830,916
8 農林水産業費		29,092,056	28,503	29,120,559
	1 農業費	11,273,934	33,188	11,307,122
	2 畜産業費	881,140	△ 6,673	874,467
	3 農地費	7,710,702	△ 1,843	7,708,859
	4 林業費	7,359,569	△ 25,428	7,334,141
	5 水産業費	1,866,711	29,259	1,895,970
9 土木費		60,855,303	50,331	60,905,634
	1 土木管理費	839,147	27,940	867,087
	2 道路橋りょう費	33,802,005	△ 15,539	33,786,466
	3 河川海岸費	12,366,776	12,301	12,379,077
	4 港湾費	2,987,087	20,217	3,007,304
	5 都市計画費	6,554,015	△ 19,824	6,534,191
	6 建築住宅費	4,306,273	25,236	4,331,509
10 警察費		24,582,563	155,379	24,737,942
	1 警察管理費	23,009,552	155,379	23,164,931
11 教育費		103,520,530	387,146	103,907,676

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	10,729,435	21,988	10,751,423
	2 小中学校費	58,020,677	168,702	58,189,379
	3 高等学校費	25,020,045	11,348	25,031,393
	4 特別支援学校費	7,575,123	185,108	7,760,231
12 災害復旧費		4,785,340	3,202	4,788,542
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,651,230	1,389	1,652,619
	2 土木施設災害復旧費	3,134,110	1,813	3,135,923
歳出	合計	513,671,918	1,085,863	514,757,781

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成26年度道路整備費	平成27年度	500,000 ^{千円}	平成27年度	1,381,000 ^{千円}
庁舎管理費			平成27年度	360,000
県議会議員選挙費			平成27年度	10,000
能登空港管理運営費			平成27年度	41,000
県庁舎総合案内費			平成27年度	10,000
音楽堂管理運営費			自 平成27年度 至 平成29年度	1,204,000
石川四高記念文化交流館運営費			平成27年度	3,000
美術館運営費			平成27年度	29,000
歴史博物館運営費			平成27年度	20,000
女性センター管理運営費			自 平成27年度 至 平成29年度	108,000
母子・父子福祉センター管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	30,000
青少年総合研修センター 管理運営費			自 平成27年度 至 平成29年度	190,000
夕日寺健民自然園管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	38,000
のと海洋ふれあいセンター 管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	75,000
室堂センター、室堂くろゆり 荘、室堂ござくら荘、室堂御前 荘、室堂白山荘管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	17,000
南竜ヶ馬場ビジターセンター、 南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場 野営場、南竜山荘管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	12,000
市ノ瀬野営場管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	9,000
中宮温泉野営場管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	5,000
能登千里浜休暇村野営場管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	5,000
木ノ浦健民休暇村野営場管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	10,000
輪島エコロジーキャンプ場 管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	5,000
白山国立公園センター管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	10,000

議案第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算 債務負担行為

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
石川ハイテク交流センター 管 理 費		千円	自 至 平成27年度 平成29年度	100,000
産 業 展 示 館 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	428,000
山中漆器産業技術センター 運 営 費			自 至 平成27年度 平成29年度	114,000
森 林 公 園 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	350,000
健 康 の 森 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	42,000
県 民 の 森 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	65,000
国際交流センター管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	109,000
湖 南 運 動 公 園 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	32,000
平成26年度河川整備費			平成27年度	40,000
平成26年度土木施設災害復旧費			平成27年度	300,000
平成26年度港湾管理費			平成27年度	179,000
平成26年度港湾災害復旧費			平成27年度	60,000
兼 六 園 管 理 費			平成27年度	47,000
金 沢 城 公 園 管 理 費			平成27年度	37,000
健民海浜公園管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	152,000
西部緑地公園管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	116,000
木場湯公園管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	142,000
粟津公園管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	31,000
手取公園管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	45,000
松任海浜公園管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	48,000
大野湊緑地公園管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	20,000
能登歴史公園管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	46,000
白山ろくテーマパーク管理費			自 至 平成27年度 平成29年度	94,000

議案第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算 債務負担行為

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県 営 住 宅 管 理 費		千円	自 至 平成27年度 平成29年度	978,000
運 転 者 講 習 費			平 成 27 年 度	82,000
運 転 免 許 受 付 費			平 成 27 年 度	20,000
交 通 指 導 取 締 活 動 費			平 成 27 年 度	111,000
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	141,000
サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 競 技 場 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	24,000
野 球 場 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	101,000
自 転 車 競 技 場 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	11,000
白 山 一 里 野 シ ャ ン ツ エ 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	4,000
西 部 緑 地 公 園 陸 上 競 技 場 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	134,000
西 部 緑 地 公 園 テ ニ ス コ ー ト 管 理 費			自 至 平成27年度 平成29年度	4,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 農林水産業費			千円 190,000
	3 農地費		190,000
		県営土地改良総合整備事業費	90,000
		広域営農団地農道整備事業費	100,000
9 土木費			2,194,000
	2 道路橋りょう費		992,000
		地方道改築費	275,000
		橋りょう補修費	97,000
		道路シェッド類長寿命化事業費	85,000
		いしかわ広域交流幹線軸道路整備事業費	395,000
		県水送水管耐震化事業費	140,000
	3 河川海岸費		977,000
		広域河川改修費	812,000
		海岸侵食対策費	165,000
	5 都市計画費		225,000
街路事業費		225,000	
合 計			2,384,000

議案第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算 繰越明許費

議案第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算 繰越明許費

議案第 2 号

平成26年度石川県流域下水道特別会計補正予算（第 2 号）

平成26年度の石川県流域下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）管理費		千円	自 平成27年度 至 平成29年度	1,127,000 千円
加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	707,000
犀川左岸流域下水道管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	1,346,000
犀川左岸流域下水道汚泥共同処理施設管理費			自 平成27年度 至 平成29年度	297,000

議案第一号 平成二十六年度石川県流域下水道特別会計補正予算

議案第3号

平成26年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

平成26年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,925千円を減額し、歳入歳出それぞれ9,825,562千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成26年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		千円 737,541	△	千円 9,925
	1 雑入	737,541	△	9,925
歳入合計		9,835,487	△	9,925

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		千円 9,835,487	△	千円 9,925
	1 公営競馬費	9,835,487	△	9,925
歳出合計		9,835,487	△	9,925

議案第三号 平成二十六年石川県公営競馬特別会計補正予算

議案第 4 号

平成26年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 2 号)

平成26年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費	平 成 27 年 度	32,000 <small>千円</small>
金 沢 港 金 石 地 区 船 だ ま り 管 理 費	自 平 成 27 年 度 至 平 成 29 年 度	3,000

議案第四号 平成二十六年石川県港湾整備特別会計補正予算

議案第 5 号

平成26年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第 1 条 平成26年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成26年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
科 目		既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 病 院 事 業 費 用		18,093,711千円	2,523千円	18,096,234千円
第 1 項 医 業 費 用		17,888,743千円	2,523千円	17,891,266千円

(債務負担行為)

第 3 条 予算第 5 条に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	平成 27 年度	287,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条中「9,135,290千円」を「9,137,813千円」に改める。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第五号 平成二十六年石川県立中央病院事業会計補正予算

議案第6号

平成26年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科	目			
第1款	病院事業費用	3,223,285千円	52,246千円	3,275,531千円
第1項	医業費用	3,149,173千円	52,246千円	3,201,419千円

第3条 予算第9条を予算第10条とし、予算第8条を予算第9条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条中「2,320,977千円」を「2,373,223千円」に改め、同条を予算第8条とする。

第5条 予算第6条を予算第7条とし、予算第5条を予算第6条とし、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	平成27年度	41,000千円

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第六号 平成二十六年石川県立高松病院事業会計補正予算

議案第7号

平成26年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成26年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	4,540,000千円	200,000千円	4,740,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円	200,000千円	700,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 水道用水供給事業費用		5,855,259千円	△ 30,940千円	5,824,319千円
第1項 営業費用		5,469,508千円	△ 30,940千円	5,438,568千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条中「500,000千円」を「700,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「563,615千円」を「532,675千円」に改める。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第七号 平成二十六年石川県水道用水供給事業会計補正予算

議案第八号

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年十一月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

石川県職員退職手当条例（昭和二十九年石川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「を含む」を「を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合退職者」という」に、「その者が」を「自己都合退職者が」に改める。

第六条の四第一項第二号中「五万円」を「六万五千元」に改め、同項第二号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第四号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第五号中「二万五千元」を「三万二千五百円」に改め、同項第六号中「二万八千五百円」を「二万七千五百円」に改め、同項第七号中「一万六千七百円」を「一万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条第五項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第十条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第二十八項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改める。

附則第三十二項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条」に、「附則第二十五条」を「附則第十一条」に改める。

附則第三十四項中「第六十二条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

提案理由

国家公務員の退職手当について、調整額が改定されたことに鑑み、本県職員の退職手当についてもこれに準じた措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第八号 石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例について

議案第九号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年十一月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「四十一万九百円」を「四十一万二千二百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「五万三千元」に改める。

第十一条の四第一項中「第五条の二」を「第六条」に改める。

第十五条中「第十六条」を「次条」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百一・五」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改める。

第二十二條の六第三項中「通勤のため、」の下に「新幹線鉄道等の」を加え、「特別急行列車等」を「新幹線鉄道等」に改め、同条第四項中「特別急行列車等」を「新幹線鉄道等」に改める。

第二十四条第二項中「第五条の三」を「第七条」に改める。

附則第二十八項中「百分の一・〇二二五」を「百分の一・二三七五」に、「百分の一・三二二五」を「百分の一・五三七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の八十二・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百一・五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職員の級号	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200

37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	438,700	472,200	534,100
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	439,500	472,900	535,000
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	440,300	473,700	535,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	441,100	474,500	536,800
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	441,700	475,300	537,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	442,400	476,000	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	443,100	476,800	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	443,800	477,400	
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	444,600	478,200	
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	445,400		
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	446,100		
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	446,900		
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	447,500		
50	209,900	267,800	313,400	359,800	405,200	448,200		
51	211,000	269,100	315,000	379,800	405,900	449,000		
52	212,100	270,400	316,600	362,000	406,600	449,800		
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	450,400		
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	451,200		
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	452,000		
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	452,600		
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	453,200		
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	454,000		
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	454,800		
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	455,600		
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	456,200		
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	456,200		
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	456,200		
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	456,200		
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	456,200		
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	456,200		
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	456,200		
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	456,200		
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	456,200		
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	456,200		
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	456,200		
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	456,200		
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	456,200		
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	456,200		
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	456,200		
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	456,200		
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	456,200		
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	456,200		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	456,200		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	456,200		

再任用職員以外の職員

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600
86	241,000	295,900	344,000	383,900	
87	241,700	296,200	344,500	384,500	
88	242,400	296,600	344,900	385,100	
89	243,100	296,900	345,200	385,800	
90	243,600	297,300	345,600	386,400	
91	244,100	297,700	346,100	387,000	
92	244,600	298,100	346,500	387,600	
93	244,900	298,200	346,700	388,300	
94		298,500	347,100		
95		298,900	347,600		
96		299,300	348,000		
97		299,500	348,100		
98		299,800	348,600		
99		300,200	349,100		
100		300,600	349,400		
101		300,800	349,700		
102		301,100	350,100		
103		301,500	350,500		
104		301,800	350,900		
105		302,000	351,400		
106		302,300	351,800		
107		302,700	352,200		
108		303,000	352,600		
109		303,200	353,100		
110		303,600	353,500		
111		304,000	353,900		
112		304,300	354,200		
113		304,400	354,700		
114		304,700			
115		305,000			
116		305,400			
117		305,600			
118		305,800			
119		306,100			
120		306,400			
121		306,800			
122		307,000			
123		307,300			
124		307,600			

125	308,000								
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職級の号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100
	33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
	34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
	35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
	36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900

37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200
43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	
48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	
49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	
50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	
53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100	
54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800	
55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500	
56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000	
57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700	
58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300	
59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000	
60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700	
61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400	
62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800		
63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300		
64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900		
65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400		
66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000		
67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600		
68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900		
69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600		
70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200		
71	275,500	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800		
72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400		
73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000		
74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600		
75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200		
76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800		
77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500		
78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500			
79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100			
80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700			

再任用職員以外の職員

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600
86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600	
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200	
88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700	
89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300	
90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900	
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500	
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100	
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700	
94	304,100	328,300	355,200	389,500		
95	305,400	329,700	356,700	390,100		
96	306,700	331,100	358,200	390,600		
97	307,800	332,300	359,600	391,000		
98	309,000	333,600	360,800	391,400		
99	310,200	334,900	361,900	392,000		
100	311,400	336,200	363,100	392,500		
101	312,600	337,600	364,300	392,900		
102	313,700	338,600	365,400	393,400		
103	314,800	339,800	366,500	394,000		
104	315,900	341,000	367,700	394,500		
105	316,700	342,100	368,900	394,800		
106	317,300	343,200	369,500	395,300		
107	317,900	344,300	370,100	395,800		
108	318,600	345,400	370,700	396,100		
109	319,100	346,600	371,300	396,400		
110	319,600	347,600	371,800	396,900		
111	320,200	348,600	372,400	397,400		
112	320,800	349,600	372,900	397,900		
113	321,600	350,500	373,300	398,200		
114	322,300	351,400	373,700	398,700		
115	323,000	352,400	374,300	399,200		
116	323,800	353,400	374,800	399,700		
117	324,400	354,500	375,200	400,100		
118	325,200	355,000	375,700	400,600		
119	326,000	355,600	376,300	401,100		
120	326,800	356,200	376,800	401,600		
121	327,400	356,600	376,900	402,000		
122	327,800	357,000	377,500	402,500		
123	328,300	357,500	378,100	403,000		
124	328,800	357,900	378,500	403,500		

125	329,100	358,300	379,000	403,900	308,800	347,300	383,100	415,400
126		358,700	379,500					
127		359,200	380,000					
128		359,600	380,500					
129		360,000	380,800					
130		360,400	381,300					
131		360,800	381,800					
132		361,200	382,300					
133		361,400	382,600					
134		361,900	383,100					
135		362,400	383,500					
136		362,700	384,000					
137		363,000	384,300					
138		363,400	384,800					
139		363,900	385,300					
140		364,400	385,800					
141		364,700	386,100					
142		365,200						
143		365,700						
144		366,200						
145		366,500						
再任用職員	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係) 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	給	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
2	給	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
3	給	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
4	給	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
5	給	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
6	給	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
7	給	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
8	給	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
9	給	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
10	給	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
11	給	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
12	給	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
13	給	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
14	給	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
15	給	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
16	給	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
17	給	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
18	給	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
19	給	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
20	給	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
21	給	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
22	給	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
23	給	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
24	給	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
25	給	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
26	給	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
27	給	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
28	給	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
29	給	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
30	給	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
31	給	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
32	給	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
33	給	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
34	給	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
35	給	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
36	給	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
37	給	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
38	給	220,100	280,200	349,700	406,100	
39	給	221,900	282,800	351,900	407,500	407,500
40	給	223,700	285,400	354,100	409,000	409,000
41	給	225,600	287,900	356,200	410,700	410,700
42	給	227,400	290,500	358,300	412,100	412,100
43	給	229,200	293,000	360,400	413,500	413,500
44	給	230,900	295,500	362,500	415,100	415,100
45	給	232,700	297,800	364,600	416,700	416,700
46	給	234,400	300,400	366,700	418,000	418,000
47	給	236,100	303,000	368,700	419,600	419,600
48	給	237,800	305,700	370,800	421,200	421,200
49	給	239,400	308,200	372,600	422,900	422,900
50	給	241,100	310,700	374,500	424,300	424,300
51	給	242,800	313,200	376,500	425,900	425,900
52	給	244,500	315,700	378,500	427,500	427,500
53	給	245,900	318,100	380,500	429,200	429,200
54	給	247,500	320,300	382,300	430,700	430,700
55	給	249,100	322,500	384,100	432,300	432,300
56	給	250,800	324,700	385,900	433,900	433,900
57	給	252,300	327,000	387,400	435,400	435,400
58	給	253,800	329,200	389,100	436,900	436,900
59	給	255,400	331,400	390,800	438,300	438,300
60	給	257,000	333,500	392,500	439,800	439,800
61	給	258,500	335,700	393,800	441,400	441,400
62	給	260,100	337,900	395,200	442,900	442,900
63	給	261,700	340,100	396,600	444,400	444,400
64	給	263,200	342,300	397,900	445,900	445,900
65	給	264,700	344,300	399,300	447,600	447,600
66	給	266,400	346,500	400,600	449,100	449,100
67	給	268,000	348,700	402,000	450,600	450,600
68	給	269,700	350,900	403,400	452,200	452,200
69	給	271,200	352,900	404,800	453,800	453,800
70	給	272,700	355,000	406,100	455,300	455,300
71	給	274,200	357,100	407,500	456,900	456,900
72	給	275,700	359,200	408,900	458,500	458,500
73	給	276,900	361,000	410,200	460,000	460,000
74	給	278,300	362,900	411,600	461,000	461,000
75	給	279,700	364,900	413,000	462,000	462,000
76	給	281,100	366,800	414,400	462,800	462,800
77	給	282,500	368,800	415,600	463,600	463,600
78	給	283,700	370,500	416,900	465,000	465,000
79	給	284,900	372,200	418,200	466,100	466,100
80	給	286,100	373,900	419,600	467,500	467,500
81	給	287,400	375,400	420,900	468,900	468,900
82	給	288,600	376,900	422,200	470,000	470,000
83	給	289,800	378,400	423,400	471,100	471,100

再任用職員以外の職員

84	291,000	379,900	424,700
85	292,200	381,000	425,900
86	293,400	382,400	427,100
87	294,600	383,800	428,300
88	295,800	385,200	429,400
89	297,000	386,500	430,500
90	298,200	387,800	431,500
91	299,400	389,100	432,500
92	300,600	390,400	433,500
93	301,400	391,700	434,500
94	302,500	392,900	435,600
95	303,700	394,200	436,600
96	304,900	395,500	437,700
97	305,900	396,900	438,600
98	307,000	397,900	439,300
99	308,100	399,000	440,100
100	309,200	400,100	440,700
101	310,100	401,000	441,500
102	311,200	402,000	442,100
103	312,300	403,100	442,700
104	313,400	404,200	443,300
105	314,000	404,900	443,800
106	314,900	405,900	444,400
107	315,700	406,900	445,000
108	316,500	407,900	445,600
109	317,400	408,700	446,200
110	317,800	409,600	
111	318,300	410,500	
112	318,800	411,300	
113	319,400	411,900	
114	319,800	412,600	
115	320,300	413,300	
116	320,800	414,000	
117	321,400	414,700	
118	321,900	415,500	
119	322,400	416,100	
120	322,900	416,900	
121	323,400	417,500	
122	323,800	417,900	
123	324,300	418,400	
124	324,800	418,700	
125	325,400	419,100	
126	325,700	419,600	
127	326,000	420,100	
128	326,300	420,600	

129	326,600	421,000	
130	326,900	421,500	
131	327,200	422,000	
132	327,500	422,500	
133	327,700	422,900	
134	327,900	423,400	
135	328,100	423,900	
136	328,400	424,400	
137	328,700	424,800	
138	328,900		
139	329,200		
140	329,500		
141	329,700		
142	329,900		
143	330,200		
144	330,400		
145	330,700		
146	330,900		
147	331,200		
148	331,500		
149	331,700		
150	331,900		
151	332,200		
152	332,500		
153	332,700		
再任用職員	234,000	277,500	306,800
			335,400
			421,200

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに適用
 勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養
 教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用
 する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事
 委員会規則で定めるものの給料月額を、この表の額に7,700円をそれぞれ加
 算した額とする。

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	198,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	322,900	352,900	447,000
	27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
	29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
	37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	349,100	374,300	459,800
	39	221,100	251,800	351,100	375,900	460,700
	40	222,800	254,600	353,100	377,500	461,600
	41	224,600	257,400	355,000	379,100	462,500
	42	226,400	260,200	356,800	380,700	463,400
	43	228,200	262,600	358,600	382,300	464,300
	44	229,900	265,200	360,400	383,900	465,200
	45	231,800	267,600	362,200	385,500	466,100
	46	233,500	270,200	363,900	387,100	467,000
	47	235,200	272,700	365,600	388,700	467,900
	48	236,900	275,200	367,200	390,300	468,800
	49	238,600	277,700	368,800	391,900	469,700
	50	240,300	280,200	370,400	393,500	470,600
	51	242,000	282,800	371,900	395,100	471,500
	52	243,600	285,400	373,600	396,700	472,400
	53	244,900	287,900	375,200	398,300	473,300
	54	246,600	290,500	376,700	399,900	474,200
	55	248,200	293,000	378,200	401,500	475,100
	56	249,900	295,500	379,700	403,100	476,000
	57	251,300	297,800	381,200	404,700	476,900
	58	252,800	300,400	382,600	406,300	477,800
	59	254,300	303,000	384,000	407,900	478,700
	60	255,800	305,700	385,400	409,500	479,600
	61	257,300	308,200	386,300	411,100	480,500
	62	258,800	310,700	387,500	412,700	481,400
	63	260,300	313,200	388,700	414,300	482,300
	64	261,700	315,700	389,900	415,900	483,200
	65	263,000	318,100	391,000	417,500	484,100
	66	264,600	320,300	392,200	419,100	485,000
	67	266,200	322,500	393,200	420,700	485,900
	68	267,700	324,700	394,300	422,300	486,800
	69	269,400	327,000	395,500	423,900	487,700
	70	270,900	329,200	396,500	425,500	488,600
	71	272,400	331,400	397,600	427,100	489,500
	72	273,900	333,500	398,800	428,700	490,400
	73	275,100	335,700	399,900	430,300	491,300
	74	276,400	337,900	401,000	431,900	492,200
	75	277,700	340,100	402,100	433,500	493,100
	76	279,000	342,300	403,200	435,100	494,000
	77	280,400	344,200	404,100	436,700	494,900
	78	281,600	346,100	405,100	438,300	495,800
	79	282,800	348,000	406,100	440,000	496,700
	80	284,000	349,900	407,100	441,700	497,600
	81	285,300	351,700	408,200	443,400	498,500
	82	286,400	353,500	409,300	445,100	499,400
	83	287,600	355,300	410,400	446,800	500,300
	84	288,800	357,100	411,500	448,500	501,200
	85	289,800	358,500	411,000	449,500	502,100

再任用職員以外の職員

86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	
95	298,700	373,200	417,500	
96	299,500	374,500	418,200	
97	300,300	375,500	418,700	
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	420,100	
101	303,600	379,600	420,600	
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		
123	310,000	398,700		
124	310,300	399,400		
125	310,500	400,100		
126		400,800		
127		401,300		
128		401,900		
129		402,600		
130		403,200		

131	403,900				
132	404,500				
133	404,800				
134	405,400				
135	406,000				
136	406,400				
137	406,800				
138	407,400				
139	408,000				
140	408,600				
141	409,000				
142	409,600				
143	410,200				
144	410,800				
145	411,200				
146	411,800				
147	412,400				
148	413,000				
149	413,400				
再任用職員	225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係) 研究職給料表

職員の区分	勤務の級号	研究職給料表				
		1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	295,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900
	25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
	26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
	27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
	28	186,300	255,100	343,800	387,600	465,700
	29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
	30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
	31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
	32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
	33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
	34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
	35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
	36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
	37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
	38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
	39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
	40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
	41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
	42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
	43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
	44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
	45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
	46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
	47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
	48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
	49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
	50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
	51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
	52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
	53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
	54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
	55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
	56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
	57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
	64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
	65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
	69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
	70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
	71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
	72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
	73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
	74	264,100	322,600	394,000		
	75	265,500	323,700	394,700		
	76	266,900	324,800	395,400		
	77	268,000	325,900	396,100		
	78	269,200	326,900	396,700		
	79	270,500	327,900	397,300		
	80	271,800	328,900	397,900		
	81	273,200	330,000	398,500		
	82	274,500	330,800	399,200		
	83	275,800	331,500	399,800		
	84	277,100	332,300	400,400		

正任用職員以外の職員

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職員の級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	240,100	325,700	392,600	468,600
2	242,600	328,800	395,500	470,900
3	245,100	331,900	398,400	473,200
4	247,600	335,000	401,300	475,500
5	249,900	337,800	404,000	477,800
6	253,700	341,100	406,800	480,000
7	257,500	344,400	409,600	482,200
8	261,300	347,700	412,400	484,400
9	264,900	350,700	415,000	486,500
10	268,900	353,900	417,700	488,600
11	272,900	357,100	420,400	490,700
12	276,900	360,300	423,100	492,800
13	280,700	363,400	425,600	494,900
14	284,700	367,100	428,100	497,000
15	288,700	370,700	430,500	499,100
16	292,700	374,400	433,000	501,200
17	296,500	378,000	435,200	503,300
18	300,100	380,700	437,600	505,300
19	303,700	383,500	440,000	507,300
20	307,300	386,300	442,400	509,300
21	311,000	389,200	444,500	511,100
22	314,800	391,800	446,900	512,900
23	318,500	394,400	449,300	514,800
24	322,200	397,000	451,600	516,700
25	325,800	399,400	453,800	518,400
26	328,600	401,700	456,100	520,200
27	331,400	404,000	458,400	522,000
28	334,200	406,300	460,700	523,800
29	337,000	408,700	462,900	525,700
30	339,400	410,800	465,200	527,500
31	341,800	412,800	467,500	529,300
32	344,200	414,900	469,800	531,100
33	346,600	417,000	471,800	532,700
34	349,100	419,000	473,900	534,500
35	351,500	421,000	476,000	536,200
36	354,000	423,000	478,100	538,000
37	356,400	425,100	480,200	539,600
38	358,800	427,100	482,000	541,200

85	278,300	332,900	400,900
86	279,500	333,400	401,500
87	280,800	333,900	402,200
88	282,100	334,400	402,900
89	283,100	334,700	403,300
90	284,300	335,200	
91	285,500	335,700	
92	286,700	336,200	
93	287,800	336,500	
94	288,800	336,900	
95	289,800	337,400	
96	290,800	337,900	
97	291,400	338,500	
98	292,300	339,000	
99	293,200	339,500	
100	294,100	340,000	
101	295,000	340,500	
102	295,700	341,000	
103	296,400	341,500	
104	297,100	342,000	
105	297,900	342,500	
106	298,400	342,900	
107	298,900	343,400	
108	299,400	343,900	
109	299,600	344,400	
110	300,000	344,800	
111	300,300	345,300	
112	300,600	345,700	
113	300,900	346,200	
114	301,200	346,600	
115	301,500	347,100	
116	301,800	347,500	
117	302,100	348,000	
118	302,500	348,400	
119	302,900	348,900	
120	303,300	349,300	
121	303,600	349,700	
再任用職員	215,700	261,200	285,900
備考		330,100	389,800

この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

84	477,500	534,300	
85	477,900	535,100	
86	478,500	536,000	
87	478,900	536,900	
88	479,400	537,800	
89	479,900	538,600	
90	480,500		
91	481,100		
92	481,500		
93	482,000		
94	482,600		
95	483,200		
96	483,800		
97	484,300		
再任用職員	293,800	390,600	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	361,200	429,100	483,800	542,600
40	363,600	431,100	485,600	544,200
41	365,900	433,100	487,300	545,700
42	367,400	434,900	489,100	547,100
43	368,900	436,700	490,900	548,500
44	370,400	438,500	492,700	549,800
45	371,900	440,400	494,300	551,000
46	373,300	442,200	496,000	552,000
47	374,800	444,000	497,800	553,000
48	376,300	445,800	499,600	554,000
49	377,600	447,600	501,200	555,000
50	378,600	449,300	502,500	555,900
51	379,600	451,100	503,800	556,800
52	380,600	452,900	505,100	557,700
53	381,600	454,800	506,400	558,500
54	382,500	456,000	507,700	559,400
55	383,400	457,200	509,000	560,300
56	384,300	458,400	510,300	561,200
57	385,300	459,600	511,300	562,100
58	386,200	460,600	512,100	563,000
59	387,000	461,600	512,900	563,900
60	387,900	462,600	513,700	564,600
61	388,700	463,400	514,600	565,500
62	389,200	464,100	515,400	566,400
63	389,700	464,800	516,300	567,300
64	390,200	465,500	517,100	568,200
65	390,500	466,200	518,000	569,100
66	466,900	466,900	518,900	
67	467,600	467,600	519,600	
68	468,300	468,300	520,500	
69	468,800	468,800	521,400	
70	469,500	469,500	522,200	
71	470,200	470,200	523,100	
72	470,900	470,900	524,000	
73	471,300	471,300	524,800	
74	471,900	471,900	525,700	
75	472,600	472,600	526,600	
76	473,300	473,300	527,300	
77	473,700	473,700	528,100	
78	474,300	474,300	529,000	
79	474,900	474,900	529,900	
80	475,400	475,400	530,800	
81	476,000	476,000	531,600	
82	476,500	476,500	532,500	
83	477,000	477,000	533,400	

ロ 医業職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
2		143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
3		145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
4		146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
5		147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
6		149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
7		151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
8		153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
9		154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
10		156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
11		158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
12		159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
13		161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
14		163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
15		165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
16		167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
17		169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
18		171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
19		172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
20		174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
21		176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
22		178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
23		179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
24		181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
25		182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
26		184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
27		185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
28		187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
29		188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
30		190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
31		191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
32		192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
33		194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
34		195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
35		196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
36		198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
37		199,300	238,000	274,600	305,500	354,800	398,000	443,500
38		200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
39		201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500
49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		
69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000		
72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500		
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100		
74	235,500	286,400	323,900	345,700	387,600		
75	236,300	287,100	323,900	345,200	388,200		
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800		
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300		
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800		
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400		
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000		
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500		
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100		

再任用職員以外の職員

83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700	
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300	
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000	
86		293,000	329,600	350,900		
87		293,200	329,800	351,200		
88		293,400	330,200	351,500		
89		293,800	330,600	351,900		
90		294,000	331,000	352,200		
91		294,200	331,400	352,600		
92		294,400	331,800	352,900		
93		294,800	332,200	353,300		
94		295,000	332,400	353,600		
95		295,200	332,800	354,000		
96		295,500	333,100	354,300		
97		295,900	333,300	354,600		
98		296,200	333,600	355,000		
99		296,500	333,900	355,400		
100		296,800	334,200	355,800		
101		297,100	334,400	356,300		
102		297,300	334,700	356,700		
103		297,600	335,100	357,100		
104		297,900	335,300	357,500		
105		298,200	335,400	358,000		
106			335,700			
107			336,100			
108			336,300			
109			336,500			
110			336,900			
111			337,300			
112			337,700			
113			337,900			
再任用職員	185,800	213,500	245,700	259,300	285,500	370,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員の区分	職級の号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500

40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400		
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900		
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500		
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000		
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400		
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000		
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600		
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000		
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500		
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,000	353,100	371,400	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	295,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	297,300	329,100	362,500		
115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400		
117	298,300	330,000	363,800		
118	298,600	330,300	364,300		
119	298,900	330,700	364,800		
120	299,300	330,900	365,300		
121	299,600	331,100	365,700		
122	300,000	331,400	366,200		
123	300,400	331,700	366,700		
124	300,800	332,000	367,200		
125	301,000	332,200	367,600		

再任用職員以外の職員

126	301,200	332,500
127	301,600	332,900
128	302,000	333,100
129	302,200	333,200
130	302,500	333,600
131	302,900	334,000
132	303,300	334,200
133	303,500	334,500
134	303,800	334,900
135	304,200	335,300
136	304,500	335,700
137	304,700	336,000
138	305,000	336,400
139	305,400	336,800
140	305,700	337,200
141	305,900	337,500
142	306,300	337,900
143	306,700	338,300
144	307,000	338,700
145	307,100	339,000
146	307,400	339,400
147	307,700	339,800
148	308,100	340,200
149	308,300	340,500
150	308,500	340,900
151	308,800	341,300
152	309,100	341,700
153	309,500	342,000
154	309,700	
155	309,900	
156	310,200	
157	310,600	
158	310,900	
159	311,200	
160	311,500	
161	311,900	
162	312,200	
163	312,500	
164	312,800	
165	313,200	
166	313,500	
167	313,800	
168	314,100	

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

169	314,500							
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700	

備考 この表は、病院、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めらるるものに適用する。

別表第七を次のように改める。

別表第7 (第22条の6関係)
自動車等使用者通勤手当額表

支給月額	片道の使用距離	
	km以上	km未満
2,200	4	4
4,400	6	6
5,200	8	8
6,100	10	10
7,100	12	12
8,200	14	14
9,300	16	16
10,500	18	18
11,700	20	20
12,900	22	22
14,100	24	24
15,300	26	26
16,450	28	28
17,600	30	30
18,700	32	32
19,850	34	34
21,000	36	36
22,150	38	38
23,300	40	40
24,400	42	42
25,150	44	44
25,900	46	46
26,600	48	48
27,300	50	50
28,000	52	52
28,750	54	54
29,500	56	56
30,200	58	58
30,900	60	60
31,600	62	62
32,250	64	64
32,900	66	66

33,550	66	68
34,200	68	70
34,850	70	72
35,500	72	74
36,150	74	76
36,800	76	78
37,450	78	80
38,100	80	82
38,750	82	84
39,400	84	86
40,050	86	88
40,700	88	90
41,350	90	92
42,000	92	94
42,650	94	96
43,300	96	98
43,950	98	100
44,600	100	102
45,250	102	104
45,900	104	106
46,550	106	108
47,200	108	110
47,850	110	112
48,500	112	114
49,150	114	116
49,800	116	118
50,450	118	120
51,100	120	

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「より職員」の下に「(次項に規定する五十五歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第八項を次のように改める。

8 五十五歳以上の職員のうち人事委員会規則で定める職員の第六項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第十条の二第二項第一号中「百分の十八」を「百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二」に改め、同項第五号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同項第六号中「百分の三」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

七 七級地 百分の三

第十条の三中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

第十条の六第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第十七条の二第一項中「ある職員」の下に「(次項において「管理監督職員」という。)」を、「年末年始の休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十七条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき一万二千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）
- 二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき六千元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第二十条第二項第一号中「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改める。

第二十一条第一項を次のように改める。

寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において、公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して人事委員会規則で定めるものに在勤する職員であつて国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に掲げる地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するもの（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

第二十二条の七中「第十条の六」を「第十条の五」に改める。

附則第二十五項中「当分の間」を「平成三十年三月三十一日までの間」に改める。

附則第二十八項中「百分の一・三三七五」を「百分の一・二二五」に、「百分の一・五三七五」を「百分の一・四二五」に、「百分の八十二・五」を「百分の七十五」に、「百分の百二・五」を「百分の九十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 号	給料月額								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			

再任用職員以外の職員

81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				
117		299,600				
118		299,800				
119		300,100				
120		300,400				
121		300,800				
122		301,000				
123		301,300				
124		301,600				

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

125	301,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700
再任用職員	185,400	252,900					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の区号	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	423,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,900
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	258,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		

再任用職員以外の職員

81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200
82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500
83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800
84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100
85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100	
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400	
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600	
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800	
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100	
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400	
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600	
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800	
94	298,100	321,800	348,200	381,800			
95	299,300	323,200	349,700	382,400			
96	300,600	324,500	351,200	382,900			
97	301,700	325,700	352,500	383,300			
98	302,900	327,000	353,700	383,700			
99	304,100	328,300	354,800	384,300			
100	305,300	329,600	356,000	384,800			
101	306,500	331,000	357,100	385,200			
102	307,500	331,900	358,200	385,700			
103	308,600	333,100	359,300	386,300			
104	309,600	334,300	360,500	386,800			
105	310,400	335,400	361,700	387,100			
106	311,000	336,500	362,200	387,500			
107	311,600	337,500	362,800	388,000			
108	312,300	338,600	363,400	388,300			
109	312,800	339,800	364,000	388,600			
110	313,300	340,800	364,500	389,100			
111	313,900	341,800	365,000	389,600			
112	314,500	342,700	365,500	390,100			
113	315,300	343,600	365,900	390,400			
114	316,000	344,500	366,300	390,900			
115	316,700	345,500	366,900	391,400			
116	317,400	346,500	367,400	391,900			
117	318,000	347,500	367,800	392,200			
118	318,800	348,000	368,300	392,700			
119	319,500	348,600	368,900	393,200			
120	320,300	349,200	369,400	393,700			
121	320,900	349,500	369,500	394,100			
122	321,200	349,900	370,100	394,600			
123	321,700	350,400	370,600	395,000			
124	322,200	350,800	371,000	395,500			

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

125	322,500	351,200	371,500	395,900					
126		351,600	372,000						
127		352,100	372,500						
128		352,500	373,000						
129		352,900	373,300						
130		353,300	373,800						
131		353,700	374,300						
132		354,100	374,800						
133		354,300	375,100						
134		354,800	375,600						
135		355,200	376,000						
136		355,500	376,400						
137		355,800	376,700						
138		356,200	377,200						
139		356,700	377,700						
140		357,200	378,200						
141		357,500	378,500						
142		358,000							
143		358,500							
144		359,000							
145		359,300							
再任用職員	238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係) 教育職給料表

職員 の区 分	職 務 の 号	イ 教育職給料表 (一)				
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,200	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,300	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	
	42	227,100	284,300	351,300	403,900	
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	
	50	239,200	304,500	367,100	415,800	
	51	240,600	307,000	369,100	417,400	
	52	242,100	309,400	371,100	418,900	
	53	243,400	311,800	373,000	420,600	
	54	244,700	314,000	374,800	422,100	
	55	246,100	316,100	376,600	423,700	
	56	247,500	318,300	378,300	425,300	
	57	248,900	320,600	379,800	426,800	
	58	250,000	322,700	381,400	428,300	
	59	251,300	324,900	383,100	429,500	
	60	252,600	326,900	384,800	430,700	
	61	253,900	329,100	386,000	431,900	
	62	255,400	331,200	387,400	433,200	
	63	256,800	333,400	388,800	434,500	
	64	258,100	335,600	390,100	435,700	
	65	259,500	337,500	391,500	436,900	
	66	261,100	339,700	392,700	438,100	
	67	262,700	341,800	394,100	439,300	
	68	264,400	344,000	395,500	440,500	
	69	265,900	346,000	396,800	441,700	
	70	267,300	348,000	398,100	442,900	
	71	268,800	350,100	399,500	444,100	
	72	270,300	352,100	400,800	445,300	
	73	271,400	353,900	402,100	446,400	
	74	272,800	355,800	403,500	447,000	
	75	274,200	357,700	404,900	447,500	
	76	275,500	359,600	406,200	448,000	
	77	276,900	361,500	407,400	448,500	
	78	278,100	363,200	408,600	449,600	
	79	279,300	364,900	409,900	450,900	
	80	280,500	366,500	411,300	452,100	
	81	281,700	368,000	412,600	453,300	
	82	282,900	369,500	413,800	454,500	
	83	284,100	371,000	414,800	455,700	

再任用職員以外の職員

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

129	320,100	409,900					
130	320,400	410,200					
131	320,700	410,500					
132	321,000	410,700					
133	321,200	410,900					
134	321,400	411,200					
135	321,600	411,500					
136	321,900	411,700					
137	322,200	411,900					
138	322,400	412,200					
139	322,700	412,500					
140	323,000	412,700					
141	323,200	412,900					
142	323,400	413,200					
143	323,700	413,500					
144	323,900	413,700					
145	324,200	413,900					
146	324,400						
147	324,700						
148	325,000						
149	325,200						
150	325,400						
151	325,700						
152	326,000						
153	326,200						
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900		

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

84	285,300	372,400	416,000
85	286,500	373,500	417,200
86	287,600	374,900	418,400
87	288,800	376,300	419,600
88	290,000	377,600	420,600
89	291,200	378,900	421,700
90	292,300	380,200	422,700
91	293,500	381,400	423,700
92	294,700	382,700	424,700
93	295,500	384,000	425,600
94	296,500	385,100	426,400
95	297,700	386,400	427,200
96	298,900	387,600	428,000
97	299,900	388,000	428,800
98	301,000	390,000	429,200
99	302,000	391,100	429,600
100	303,100	392,100	430,000
101	304,000	393,000	430,400
102	305,100	394,000	430,700
103	306,200	395,100	431,000
104	307,200	396,200	431,300
105	307,800	396,900	431,600
106	308,700	397,800	431,900
107	309,500	398,700	432,200
108	310,300	399,600	432,400
109	311,200	400,400	432,600
110	311,600	401,300	432,900
111	312,000	402,100	433,200
112	312,500	402,900	433,400
113	313,100	403,500	433,600
114	313,500	404,200	433,900
115	314,000	404,900	434,200
116	314,500	405,600	434,400
117	315,100	406,200	434,600
118	315,600	406,700	
119	316,000	407,100	
120	316,500	407,500	
121	317,000	407,900	
122	317,400	408,200	
123	317,900	408,500	
124	318,400	408,700	
125	319,000	408,900	
126	319,300	409,200	
127	319,600	409,500	
128	319,900	409,700	

ロ 教育職給料表 (二)

職員の区分	職階の番号	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,700	353,000	442,700
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	447,400
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	447,900
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	448,400
	41	224,400	255,600	348,000	371,800	449,000
	42	226,100	258,000	349,800	373,300	449,500
	43	227,700	260,300	351,600	374,800	450,000
	44	229,300	262,600	353,300	376,300	450,500
	45	231,000	264,900	355,100	377,800	451,000
	46	232,500	267,200	356,800	379,300	451,500
	47	234,000	269,400	358,400	380,800	452,000
	48	235,400	271,600	360,000	382,300	452,500
	49	237,000	274,000	361,400	383,800	453,000
	50	238,400	276,000	362,900	385,300	453,500
	51	240,000	278,100	364,600	386,800	454,000
	52	241,200	280,200	366,200	388,300	454,500
	53	242,500	282,200	367,700	389,800	455,000
	54	244,000	284,800	369,200	391,300	455,500
	55	245,300	287,200	370,700	392,800	456,000
	56	246,600	289,700	372,200	394,300	456,500
	57	248,000	291,900	373,700	395,800	457,000
	58	249,200	294,500	375,100	397,300	457,500
	59	250,400	297,000	376,500	398,800	458,000
	60	251,700	299,700	377,800	399,300	458,500
	61	253,100	302,100	378,700	400,800	459,000
	62	254,500	304,500	379,900	402,300	459,500
	63	255,800	307,000	381,100	403,800	460,000
	64	256,800	309,400	382,200	405,300	460,500
	65	257,800	311,800	383,200	406,800	461,000
	66	259,300	314,000	384,400	408,300	461,500
	67	260,900	316,100	385,400	409,800	462,000
	68	262,400	318,300	386,500	411,300	462,500
	69	264,000	320,600	387,700	412,800	463,000
	70	265,500	322,700	388,700	414,300	463,500
	71	267,000	324,900	389,800	415,800	464,000
	72	268,500	326,900	391,000	417,300	464,500
	73	269,700	329,100	392,000	418,800	465,000
	74	270,900	331,200	393,100	420,300	465,500
	75	272,200	333,400	394,200	421,800	466,000
	76	273,500	335,600	395,300	423,300	466,500
	77	274,900	337,400	396,200	424,800	467,000
	78	276,000	339,300	397,100	426,300	467,500
	79	277,200	341,200	398,100	427,800	468,000
	80	278,400	343,000	399,100	429,300	468,500
	81	279,700	344,800	399,900	430,800	469,000
	82	280,700	346,600	400,700	432,300	469,500
	83	281,900	348,300	401,400	433,800	470,000
	84	283,100	350,100	402,200	435,300	470,500
	85	284,100	351,500	402,900	436,800	471,000

再任用職員以外の職員

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

131	395,800				285,000	353,100	403,700	418,000
132	396,300				286,000	354,800	404,400	418,400
133	396,600				287,000	356,300	405,100	418,700
134	396,900				288,100	357,700	405,700	419,000
135	397,200				289,000	359,000	406,400	419,300
136	397,500				289,900	360,400	406,900	419,600
137	397,800				290,800	361,800	407,600	419,800
138	398,100				291,300	363,300	408,000	420,000
139	398,400				292,000	364,600	408,400	
140	398,700				292,800	365,900	408,700	
141	399,000				293,600	367,100	409,000	
142	399,300				294,400	368,100	409,300	
143	399,600				295,200	369,100	409,600	
144	399,900				296,000	370,100	409,900	
145	400,100				296,700	371,100	410,100	
146	400,400				297,600	372,000	410,300	
147	400,700				298,100	373,000	410,600	
148	400,900				298,600	374,000	410,900	
149	401,100				299,100	375,000	411,100	
150	401,400				299,300	375,800	411,300	
151	401,700				299,700	376,700	411,600	
152	401,900				300,000	377,600	411,900	
153	402,100				300,200	378,600	412,100	
154	402,400				300,400	379,400	412,300	
155	402,700				300,600	380,400	412,600	
156	402,900				300,900	381,400	412,900	
157	403,100				301,200	382,400	413,100	
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900		

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主任教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

備考2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額(は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	研究職給料表				
		1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
	65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
	69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
	70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
	71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
	72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
	73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
	74	258,900	316,200	386,300		
	75	260,300	317,300	386,900		
	76	261,600	318,400	387,600		
	77	262,700	319,500	388,300		
	78	263,900	320,500	388,900		
	79	265,200	321,500	389,500		
	80	266,400	322,400	390,100		
	81	267,800	323,500	390,700		
	82	269,100	324,300	391,300		
	83	270,400	325,000	391,900		
	84	271,600	325,800	392,500		

再任用職員以外の職員

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

85	272,800	326,300	393,000
86	274,000	326,800	393,500
87	275,300	327,300	394,000
88	276,500	327,800	394,700
89	277,500	328,100	395,100
90	278,700	328,600	
91	279,900	329,100	
92	281,100	329,600	
93	282,100	329,900	
94	283,100	330,300	
95	284,100	330,800	
96	285,100	331,300	
97	285,700	331,800	
98	286,600	332,300	
99	287,400	332,800	
100	288,300	333,300	
101	289,200	333,800	
102	289,900	334,300	
103	290,600	334,800	
104	291,300	335,300	
105	292,000	335,800	
106	292,500	336,200	
107	293,000	336,700	
108	293,500	337,100	
109	293,700	337,600	
110	294,100	338,000	
111	294,400	338,500	
112	294,700	338,900	
113	295,000	339,400	
114	295,300	339,800	
115	295,600	340,300	
116	295,900	340,700	
117	296,200	341,200	
118	296,600	341,600	
119	296,900	342,000	
120	297,300	342,400	
121	297,600	342,800	
再任用職員	215,200	256,400	281,200
			323,600
			382,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五ロ及びハを次のように改める。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職級の号	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円	7 級 給料月額 円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		

再任用職員以外の職員

83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
86		287,200	323,100	344,000	
87		287,400	323,300	344,300	
88		287,600	323,700	344,600	
89		288,000	324,100	345,000	
90		288,200	324,500	345,300	
91		288,400	324,900	345,700	
92		288,600	325,300	346,000	
93		289,000	325,600	346,400	
94		289,200	325,800	346,700	
95		289,400	326,200	347,000	
96		289,700	326,500	347,300	
97		290,100	326,700	347,600	
98		290,400	327,000	348,000	
99		290,600	327,300	348,400	
100		290,900	327,600	348,800	
101		291,200	327,800	349,300	
102		291,400	328,100	349,700	
103		291,600	328,500	350,100	
104		291,900	328,700	350,500	
105		292,200	328,800	351,000	
106			329,100		
107			329,500		
108			329,700		
109			329,900		
110			330,300		
111			330,700		
112			331,100		
113			331,300		
再任用職員	186,400	213,000	241,200	254,600	279,800
備考					320,500
					362,700

この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	265,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900

40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	455,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700		
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400		
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000		
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
94	279,200	312,700	346,100	364,100	
95	280,100	313,400	346,800	364,500	
96	281,100	314,000	347,400	364,800	
97	282,000	314,700	347,800	365,400	
98	282,800	315,000	348,200	365,900	
99	283,500	315,600	348,700	366,400	
100	284,400	316,300	349,100	366,900	
101	285,200	316,700	349,600	367,500	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	
106	288,800	319,400	351,700	370,000	
107	289,300	319,900	352,100	370,500	
108	289,800	320,400	352,400	371,000	
109	290,000	320,800	352,900	371,600	
110	290,300	321,200	353,400	372,000	
111	290,500	321,500	353,900	372,500	
112	290,900	321,800	354,400	373,000	
113	291,200	322,200	354,900	373,600	
114	291,400	322,600	355,400		
115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300		
117	292,400	323,500	356,700		
118	292,700	323,800	357,100		
119	293,000	324,200	357,600		
120	293,400	324,400	358,100		
121	293,700	324,600	358,500		
122	294,100	324,900	359,000		
123	294,400	325,200	359,500		
124	294,800	325,500	360,000		
125	295,000	325,700	360,300		

再任用職員以外の職員

126	295,200	326,000
127	295,500	326,400
128	295,900	326,600
129	296,100	326,700
130	296,400	327,000
131	296,800	327,400
132	297,200	327,600
133	297,400	327,900
134	297,700	328,300
135	298,100	328,700
136	298,400	329,100
137	298,600	329,400
138	298,900	329,800
139	299,300	330,200
140	299,600	330,600
141	299,800	330,900
142	300,200	331,300
143	300,600	331,600
144	300,900	332,000
145	301,000	332,300
146	301,300	332,700
147	301,600	333,100
148	302,000	333,500
149	302,200	333,800
150	302,400	334,200
151	302,700	334,600
152	303,000	335,000
153	303,400	335,300
154	303,600	
155	303,800	
156	304,100	
157	304,400	
158	304,700	
159	305,000	
160	305,300	
161	305,700	
162	306,000	
163	306,300	
164	306,600	
165	307,000	
166	307,300	
167	307,600	
168	307,900	

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

169	308,300						
再任用職員	232,700	253,100	280,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの適用する。

別表第五の二を削る。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1(第6条関係)
第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	400,000	円
2	461,000	
3	524,000	
4	606,000	
5	705,000	
6	805,000	

別表第2(第6条関係)
第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	332,000	円
2	369,000	
3	398,000	

別表第3(第6条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給料月額	額
1	377,000	円
2	426,000	
3	479,000	
4	542,000	
5	618,000	
6	722,000	
7	845,000	

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)
第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	392,000	円
2	452,000	
3	514,000	
4	594,000	
5	691,000	
6	789,000	

別表第2 (第6条関係)
第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	326,000	円
2	362,000	
3	390,000	

別表第3 (第6条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給料月額	額
1	370,000	円
2	418,000	
3	470,000	
4	531,000	
5	606,000	
6	708,000	
7	828,000	

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十一条」を「前条」に改める。

第十三条の二中「ある職員」の下に「(次項において「管理監督職員」という。)」を、「休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

- 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十三条中「、第六条の四」を削る。

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第三号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第四号中「二千四百円」を「三千円」に改める。

第十条の八を削る。

第十一条中「第二条第二項第一号、第二号及び第三号に掲げる者に係るものについては」及び「、同項第一号の二に掲げる者に係るものについては人事委員会規則で」を削る。

(知事、副知事給与条例の一部改正)

第七条 知事、副知事給与条例(昭和三十二年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第八条 知事、副知事給与条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第九条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第十条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第十一条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第十二条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

(識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部改正)

第十三条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第十四条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第十条の四第二項の改正規定 平成二十七年一月一日

二 第二条、第四条、第五条（石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十二条の改正規定を除く）、第八条、第十条、第十二条、第十四条、附則第六項から第二十二項まで及び附則第二十四項の規定 平成二十七年四月一日

2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条の四第一項、第十五条、第二十条第二項、第二十二條の六、第二十四条第二項及び附則第二十八項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員等条例」という。）第八条第四項から第六項までの改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員等条例の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正後の給与条例（附則第五項において「改正後の給与条例」という。）第二十条第二項及び附則第二十八項の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例（附則第五項において「改正後の任期付研究員等条例」という。）第八条第四項から第六項までの規定、第七条の規定による改正後の知事、副知事給与条例（附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。）の規定、第九条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（附則第五項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第十一条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（附則第五項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定並びに第十三条の規定による改正後の職見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例（附則第五項において「改正後の監査委員給与等条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員等条例、改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例、第七条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、第九条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例、第十一条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例又は第十三条の規定による改正前の職見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員等条例、改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

6 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において任期付研究員等条例第六条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、第四条の規定による改正後の任期付研究員等条例別表第一又は別表第二に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(給与条例別表第三イの表備考2又はロの表備考2の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この項において同じ。)が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第二十五項に規定する五十五歳を超える職員であつて、管理職手当の支給を受けるもの(医療職給料表)の適用を受ける職員、再任用職員、任期付研究員等条例第六条第一項に規定する任期付研究員、同条第二項に規定する特定任期付職員及び人事委員会規則で定める職員を除き、当該管理職手当の支給を受けるものとの権衡を考慮して人事委員会規則で定める職員を含む。以下この項において「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額を給料として支給

- する。
- 9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第七条第二項、第十九条第五項（給与条例第二十条第四項において準用する場合及び石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第一項の規定の適用については、給与条例第七条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第 号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条第五項、第二十二条の二第二項及び第二十二条の三第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 12 附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員に関する任期付研究員等条例第六条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第 号。次項において「平成二十六年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、同条第六項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 13 附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員に関する職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号。以下この項において「特殊勤務手当条例」という。）第五条第二項第一号及び第六条の六第二項の規定の適用については、特殊勤務手当条例第五条第二項第一号中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第 号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、特殊勤務手当条例第六条の六第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 14 附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員に関する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭利四十六年石川県条例第五十三号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給

号) 附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 15 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の三	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の六第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

(地域手当に関する経過措置)

- 16 第二条の規定の施行の際現に給与条例第十条の四第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与条例第十条の二の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第二項各号に定める割合をいい」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年石川県条例第 号)第二条の規定による改正前の第十条の二第二項各号に定める割合をいい」とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 17 この項から第二十二項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。)をいう。

- イ 第二条の規定による改正前の給与条例別表第五の二に掲げる地域(ロにおいて「旧寒冷地」という。)に在勤する職員
- ロ 第二条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において第二条の規定による改正前の給与条例第二十一条第一項第二号の規定により人事委員会規則で定めていた公署に在勤し、かつ、旧寒冷地又は同日において同号の規定により人事委員会規則で定めていた区域に居住する職員
- 一 新寒冷地等在勤等職員 第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第一項に規定する支給対象職員(常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。)をいう。
- 二 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
- 四 みなし寒冷地手当額 次項又は附則第十九項に規定する者につき、基準日(第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分(給与条例第二十一条第二項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。)のうち、寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とみなして、給与条例第二十一条第一項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 18 基準日(その属する月が平成二十八年三月までのものに限る。)において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。
- 19 基準日(その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに限る。)において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千円

- 20 給与条例第二十一条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年石川県条例第 号。以下「平成二十六年改正条例」という。)附則第十八項又は第十九項」と、同項第一号中「前項」とあるの

は「平成二十六年改正条例附則第十八項又は第十九項」と、「同条第三項」とあるのは「給与条例第二十四条第三項」と、同項第二号中「前項」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第十八項又は第十九項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第十八項又は第十九項及び平成二十六年改正条例附則第二十項において読み替えて準用する前項」と、「第二項」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第十八項又は第十九項」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第二十項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

21 前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの（前三項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

22 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であつた者が、一部施行日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、任用の事情、一部施行日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第十八項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十八項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

23 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正）

24 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例（平成十七年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年石川県条例第三号）附則第七条」を「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第 号）附則第八項から第十項まで」に改める。

提案理由

石川県人事委員会の平成二十六年十月二十一日付け勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、勤勉手当及び教員特殊業務手当の額の改定を行うとともに、

五十歳台後半層の職員の昇給を原則停止する昇給制度の改正を行う等の必要がある。これが、この
条例案を提出する理由である。

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第十号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年十一月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十四の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号）」を「、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号。以下この項において「政令」という。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号。以下この項において「旧令」という。）」に、「及び同令」を「、政令及び旧令」に改める。

第二条の表十六の項の次に次のように加える。

<p>十六の二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）に基づく事務のうち、同法及び同令の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付及び県への送付</p>	<p>金沢市</p>
---	------------

附 則

- この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の表十四の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第二条の表十六の二の項の上欄に掲げる事務については、同項の下欄に掲げる市町において、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）附則第三条第十二項の規定により、この条例の施行前においても処理することができる。

提案理由

難病の患者に対する医療等に関する法律の制定等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十号 石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県立音楽堂	金沢市昭和町20番1号 公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団 理事長 竹 中 博 康	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県女性センター	金沢市三社町1番44号 一般財団法人 石川県女性センター 理事長 藤 多 典 子	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県リハビリテーションセンター	金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部石川県済生会 支部長 西 口 寿 一	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県母子・父子福祉センター	金沢市三社町1番44号 公益財団法人 石川県母子寡婦福祉連合会 会長 米 田 浅 子	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県青少年総合研修センター	金沢市小將町8番33号 株式会社 アイ・イー・パートナーズ 代表取締役 中 川 茂	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）（消化ガス発電設備を除く）	金沢市下安町東1301番地 公益財団法人 石川県下水道公社 理事長 廣 瀬 登喜夫	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

施設の名称	指定管理者	指定期間
加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）	金沢市下原町東1301番地 公益財団法人 石川県下水道公社 理事長 廣瀬 登喜夫	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
厚川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設、消化ガス発電設備を除く）	金沢市下原町東1301番地 公益財団法人 石川県下水道公社 理事長 廣瀬 登喜夫	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
厚川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設に限る）	金沢市広岡三丁目3番30号 金沢市 金沢市公営企業管理者 糸屋 吉廣	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県夕日寺健民自然園	金沢市鞍月二丁目1番地 公益財団法人 いしかわ環境パートナーシップ県民会議 会長 横江 斉	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
のと海洋ふれあいセンター	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県民ふれあい公社 理事長 北村 修	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
室堂センター、室堂くろゆり荘、室堂こざくら荘、室堂御前荘、室堂白山荘	白山市三宮町二105番地1 一般財団法人 白山観光協会 理事長 安達 明	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
南竜ヶ馬場ビジターセンター、南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場野営場、南竜山荘	白山市鶴来本町四丁目又85番地 一般財団法人 白山市地域振興公社 理事長 新正 孝	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
市ノ瀬野営場	白山市鶴来本町四丁目又85番地 一般財団法人 白山市地域振興公社 理事長 新正 孝	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
中宮温泉野営場	白山市鶴来本町四丁目又85番地 一般財団法人 白山市地域振興公社 理事長 新正 孝	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
能登千里浜休暇村野営場	東京都台東区東上野五丁目1番5号 一般財団法人 休暇村協会 理事長 中島 都志明	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

木ノ浦健民休暇村野営場	珠洲市上戸町北方1字6番地2 珠洲市 珠洲市長 泉 谷 満寿裕	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
輪島エコロジックキャンプ場	輪島市小伊勢町下島田13番地1 株式会社 上田組 代表取締役 上 田 剛 志	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
白山国立公園センター	白山市白峰口9番地 特定非営利活動法人 白峰まちづくり協議会 理事長 織 田 捷 二	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県片野嶋池健民自然園	加賀市大聖寺南町ニ41番地 加賀市 加賀市長 宮 元 陸	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川ハイテク交流センター	金沢市鞍月二丁目20番地 公益財団法人 石川県産業創出支援機構 理事長 谷 本 正 憲	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県産業展示館	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県県民ふれあい公社 理事長 北 村 修	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県立山中漆器産業技術センター	加賀市山中温泉塚谷町イ270番地 公益財団法人 山中漆器産業技術センター 理事長 田 中 新太郎	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県森林公園	森林公園地域振興会・金沢森林組合エコグループ 代表者 河北郡津幡町字上矢田オ8番甲 一般社団法人 森林公園地域振興会 代表理事 坂 本 守 構成員 金沢市永安町77番地 金沢森林組合 代表理事 組合長 門 村 和 永	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県健康の森	輪島市河井町20部1番地47 株式会社 上野組 代表取締役 上野 吉夫	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県民の森	加賀市山中温泉今立町イ179番地 県民の森地域振興会 会長 空喜代士	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県国際交流センター	金沢市本町一丁目5番3号 公益財団法人 石川県国際交流協会 理事長 中西 吉明	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県湖南運動公園	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県民ふれあい公社 理事長 北村 修	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県滝港マリーナ	羽咋市中央町フ162番地 有限会社 プロジェクトドゥ 代表取締役 中田 隆夫	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
金沢港金石地区船だまり	金沢市北安江三丁目1番38号 石川県漁業協同組合 代表理事組合長 小川 栄	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
健民海浜公園	T & A 有限責任事業組合 代表者 金沢市松島町17番地 株式会社 西インターレストハウス 代表取締役 山田 輝雄 構成員 金沢市泉が丘二丁目9番3号 アサヒ株式会社 代表取締役 朝倉 宏太	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

西部緑地公園	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県民ふれあい公社 理事長 北村 修	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
木場潟公園	小松市三谷町ら之部58番地 公益財団法人 木場潟公園協会 理事長 藤田 勝男	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
栗津公園	金沢市専光寺町タ9番地10 駒谷造園株式会社 代表取締役 駒谷 正恒	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
手取公園	白山市倉光二丁目1番地 白山市 白山市市長 作野 広昭	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
松任海浜公園	白山市倉光二丁目1番地 白山市 白山市市長 作野 広昭	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
大野湊緑地公園	金沢市金本町口55番地 公益財団法人 銭五顕彰会 理事長 森岡 篤弘	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
能登歴史公園	鹿島郡中能登町末坂9部46番地 中能登町 中能登町長 杉本 栄蔵	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
白山ろくテーマパーク	加賀市新保町カ33番地 株式会社 岸グリーンサービス 代表取締役 岸 省三	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県営住宅、石川県特別県 営住宅（全55団地）	ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体 代表者 金沢市西念三丁目15番23号 株式会社 ヒューマンネット 代表取締役 川畑 明 構成員 金沢市若草町16番1号 有限会社 若草ホーム産業 代表取締役 関 博 剛	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

議案第十一号 公の施設の指定管理者の指定について

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県安全運転研修所	金沢市東蚊爪町二丁目1番地 一般財団法人 石川県交通安全協会 会長 要明英二	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県埋蔵文化財センター	金沢市中戸町18番地1 公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター 理事長 木下 公 司	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県サッカー・ラグビー競技場	能美市来丸町1110番地 能美市 能美市長 酒井 悌次郎	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県立野球場	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県民ふれあい公社 理事長 北村 修	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県立自転車競技場	河北郡内灘町字宮坂に1番地3 一般財団法人 内灘町公共施設管理公社 理事長 上出 孝之	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県白山一里野シヤンツェ	白山市瀬戸丑114番地1 株式会社 スノーエリアマネジメント白山 代表取締役 加藤 正 夫	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県西部緑地公園陸上競技場	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県民ふれあい公社 理事長 北村 修	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで
石川県西部緑地公園テニスコート	東京都千代田区大手町二丁目6番2号 三幸株式会社 代表取締役 橋本 有 史	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで

議案第12号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、平成27年度中に当せん金付証券を総額10,500,000千円の範囲内において発売する。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第十二号 当せん金付証券の発売について

議案第十三号

民生委員の定数を定める条例について

民生委員の定数を定める条例を次のように制定する。

平成二十六年十一月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

市 町	定 数
七尾市	二百四人
小松市	二百五十人
輪島市	百三十四人
珠洲市	六十五人
加賀市	百九十六人
羽咋市	九十人
かほく市	八十六人
白山市	二百五十九人
能美市	九十一人
野々市市	九十七人
川北町	十七人
津幡町	八十四人
内灘町	五十八人
志賀町	八十五人
宝達志水町	五十七人
中能登町	六十四人
穴水町	四十一人
能登町	七十九人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十四号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

平成二十六年十一月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 人員に関する基準（第四条・第五条）
- 第三章 運営に関する基準（第六条―第三十一条）
- 第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十二条）
- 第五章 雑則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第二条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する

指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和三十八年法律第百二十三号)第二十條の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第五十八條第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第三條 法第七十九條第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四條 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員(以下次條第二項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。

2 前項に規定する介護支援専門員の配置等に関する基準は、規則で定める。

(管理者)

第五條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がないと認められるときに限る。)

第三章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第六條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十條に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービ

ス計画が第二条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、同項の文書に記載すべき重要事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、同項の文書を交付したものとみなす。

4 指定居宅介護支援事業者は、前項の承諾があつた後において、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により同項の規定による電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再度同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第八条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めるときは、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十四条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支

援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこと。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利

- 利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならないこと。
- 十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。
- 十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならないこと。
- 十四 介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- 十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用すること。
- 十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- 十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならないこと。
- 十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- 二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように

しなければならないこと。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に

対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が規則で定める要件に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第十九条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営に関する次に掲げる重要事項を定めた規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二十二條 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第二十三條 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第二十四條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第二十五條 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十六條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第二十七條 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つてはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第二十八條 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対

する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとつた処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ 第十五条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第十五条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第十五条第十二号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第十八条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際してとつた処置についての記録

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十二条 第二条、第二章及び第三章(第二十八条第六項及び第七項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十條」とあるのは「第三十二条において準用する第二十條」と、第十二条第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費(同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(規則への委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十四号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について

議案第15号

損害賠償額の決定について

平成26年4月24日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 1,504,017円
- 3 賠償責任発生の事実

平成26年4月24日午前9時10分頃、主要地方道小松加賀線中、加賀市伊切町地内において、[REDACTED]の運転する[REDACTED]所有の普通乗用自動車がか
県道上に設置してあった側溝蓋上を通行したところ、当該蓋が跳ね上がり、同車に損害を与えたもの

議案第十五号 損害賠償額の決定について

議案第十六号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年十一月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石川県港湾施設管理条例（昭和三十年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一野積場の部トランスファークレーンの軌道の項中「三、七〇四、九一〇円」を「八、六六四、九一〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 石川県政記念しいのき迎賓館条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第九号）

第三十四条の規定による改正後の石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成二十四年石川県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち石川県港湾施設管理条例別表第一野積場の部トランスファークレーンの軌道の項の改正規定中「三、七〇四、九一〇円」を「八、六六四、九一〇円」に、「一、一一四、七四〇円」を「一六、〇七四、七四〇円」に改める。

提案理由

金沢港トランスファークレーンの軌道の増設に伴い、当該施設の使用料の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第十六号 石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について

議案第十七号

石川県都市公園条例の一部を改正する条例について

石川県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十六年十一月二十八日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県都市公園条例の一部を改正する条例

石川県都市公園条例（昭和三十九年石川県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二項第五号中「菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓」を「菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓及び橋爪門一の門」に改め、同項に次の一号を加える。

七 玉泉庵

第十条の三第二項及び第二項中「菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓」を「菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓及び橋爪門一の門」に改める。

第十条の五第三項中「徴収する」を「同項第七号に掲げる公園施設を使用する者から別表第八に規定する使用料を徴収する」に改める。

別表第七中三の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

三 橋爪門一の門	一、六二〇円	三、〇六〇円	三、八二〇円
----------	--------	--------	--------

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八（第十条の五関係）

区 分	金 額			
	午 前	午 後	全 日	夜 間
	午前九時から正午まで	午後一時から午後四時三十分まで	午前九時から午後四時三十分まで	午後五時三十分から午後九時まで
座敷	一三、五六〇円	一五、八二〇円	二六、四四〇円	一九、七七〇円

備考 使用時間が午前、午後、全日又は夜間の時間に満たない場合の使用料は、当該午前、午後、全日又は夜間の使用料とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

金沢城公園の橋爪門二の門及び玉泉庵が完成することに伴い、当該施設の使用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

平成26年度石川県一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第14号

平成26年度石川県一般会計補正予算（第4号）

平成26年度の石川県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ627,333千円を追加し、歳入歳出それぞれ513,671,918千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

平成26年11月21日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		56,434,211	627,333	57,061,544
	3 国庫委託金	1,220,117	627,333	1,847,450
歳入	合計	513,044,585	627,333	513,671,918

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		52,669,909	627,333	53,297,242
	4 選挙費	111,069	627,333	738,402
歳出	合計	513,044,585	627,333	513,671,918

報告第2号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第12号

損害賠償額の決定について

平成26年8月3日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成26年11月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 295,144円
- 3 賠償責任発生の事実

平成26年8月3日午後2時45分頃、金沢市専光寺町ニ2番地1先路上において、金沢西警察署巡査部長上田尚の運転する小型乗用自動車[REDACTED]の運転する普通乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第一号 損害賠償額決定の専決処分の報告について

報告第3号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成26年11月28日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第13号

損害賠償額の決定について

平成26年8月20日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成26年11月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方 [REDACTED]

2 賠償額 490,060円

3 賠償責任発生の事実

平成26年8月20日午前8時34分頃、加賀市熊坂町タ15番地先路上において、大聖寺警察署警部補武田昌彦の運転するパトカーが [REDACTED] の運転する普通乗用自動車に衝突し、同車に損害を与え、同車に対し1日及び同乗の [REDACTED] に対し1日の通院加療を要する被害を与えたもの

報告第四号 損害賠償額決定の専決処分
の報告について